

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入源となる業務の喪失等が生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請または国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響による免除申請

対象となる方

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少**・・・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した方
- ② **所得が相当程度まで下がった場合**・・・令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方

対象となる期間

令和2年2月分から6月分まで ※ 令和2年7月分以降は改めて申請が必要です。

申請に必要なもの

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ② 所得の申立書

新型コロナウイルス感染症の影響による学生納付特例申請

対象となる学生

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少**・・・令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少した学生
 - ② **所得が相当程度まで下がった場合**・・・令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額が学生納付特例基準相当になることが見込まれる学生
- ※ **前年度所得がない場合は通常の学生納付特例申請となります。**

対象となる期間

令和元年度分申請は令和2年2月分から令和2年3月分まで

令和2年度分申請は令和2年4月分から令和3年3月分まで

申請に必要なもの

- ① 国民年金保険料学生納付特例申請書
- ② 所得の申立書
- ③ 学生証のコピー

申請するには・・・

年金事務所窓口、市町村役場窓口、日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードして郵送のいずれかで行うことが可能です。

※ **新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での申請をぜひご活用ください。**

★日本年金機構ホームページ★

<https://www.nenkin.go.jp>

または日本年金機構で検索

★ お問合せ ★

◇ねんきん加入者ダイヤル：☎ 0570-003-004

◇竜王年金事務所：☎ 055-278-1104

または、南部町役場

◇住民課 本庁舎：☎ 66-3405（直通）

◇住民課 分庁舎：☎ 64-4834（直通）